

第388回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和3年12月8日(水) 9時45分から10時49分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和3年12月2日(木)
【発送年月日: 令和3年12月2日(木)】
4. 公示日 : 令和3年12月2日(木)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、高山委員、田端委員
7. 欠席委員 : なし
8. 臨席者 : なし
9. 事務局 : 富永事務局長、大隈次長、竹本係長、中島書記
10. 議題 :
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - 第3号議案 区画漁業の免許について(諮問)
 - 第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - 第5号議案 五島海区漁場計画(案)について
(第387回第1号議案の一部継続審議)
 - その他 令和3管理年度におけるまあじの追加配分について

第388回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和3年12月8日(水) 9時45分から10時49分

場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第388回五島海区漁業調整委員会を開催します。 開会にあたりまして、熊川会長からご挨拶をお願いします。
熊川会長	(挨拶)
事務局	ありがとうございました。
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は10名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「草野委員」と「吉村委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「草野委員」と「吉村委員」にお願いします。
熊川会長	本日の議案は、お手元の資料にもありますとおり、 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問) 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問) 第3号議案 区画漁業の免許について(諮問) 第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) 第5号議案 五島海区漁場計画(案)について (第387回第1号議案の一部継続審議) その他 令和3管理年度におけるまあじの追加配分について

事務局	事務局から議案の上程につきまして、お願いしたいことがございます。
熊川会長	事務局、どうぞ。
事務局	第1号議案と第2号議案につきましては、関連性が高い内容となっておりますので説明を一括でさせていただき、審議につきましては個別にお願いしたいと考えております。
熊川会長	事務局から、第1号議案と第2号議案については、関連性が高い内容ということで一括で説明し、審議は議案ごとにしてほしいとのことですが、よろしいですね。
各委員	異議なし。
熊川会長	それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）、第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局	まず、第1号議案、資料2ページをご覧ください。 県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。 （第1号議案の諮問文 朗読） （資料説明） 次に、第2号議案、資料18ページの左側をご覧ください。 県知事からの諮問文を朗読いたします。 （第2号議案の諮問文 朗読） （資料説明） 以上で説明を終わります。
事務局	ご審議のほど、よろしく申し上げます。
熊川会長	ただいま、第1号議案、第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、まず、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 次に、第2号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 次に、第3号議案 区画漁業の免許について（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の26ページをご覧ください。
県知事から諮問文が届いておりますので朗読いたします。
（諮問文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第3号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第3号議案 区画漁業の免許について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第3号議案 区画漁業の免許について(諮問) につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第3号議案を終了します。
熊川会長	続いて、第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問) を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料の32ページをご覧ください。県知事から諮問文となりますが、こちらは本庁専決許可となります。次に35ページをお開きください、こちらは五島振興局専決許可に関する諮問文となります。
事務局	それでは、左側の本庁専決許可に関する諮問文と、続けて五島振興局専決許可に関する諮問文を朗読させていただきます。 (諮問文朗読)
事務局	まず、本庁専決許可に関する諮問について説明いたします。 (資料説明) 次に、五島振興局専決許可に関する諮問について説明いたします。 (資料説明) 以上で説明を終わります。
事務局	本庁専決許可分及び、五島振興局専決許可分の各諮問について、ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。
熊川会長	第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
熊川会長	ご異議もないようですので、 第4号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。 以上で、第4号議案を終了します。
熊川会長	次に、第5号議案 五島海区漁場計画(案)について(第387回第1号議案の一部継続審議)を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	お手元の資料38ページをご覧ください。 (資料説明) 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
熊川会長	第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。
草野委員	先般の第387回調整委員会で、当該海域での漁場環境問題について、私から養殖漁場とするに当たって環境回復について何かしら対策を取っているのかを質問していたところだが、今回の説明では、県の見解として養殖漁場としては環境上問題ないということであれば承認したいと思う。
熊川会長	他にご意見、ご質問等ございませんか。
吉村委員	前回、漁場環境面で問題は無いかなどの意見があって継続審議となった案件ですけれども、前回なぜこういった経緯となったか、そういうところを

しっかりと検証した上で、今回議題に上げて皆さんの理解をもらいたいということで、過去のことを言えば色々ありますが、神部漁協にとっても優良なブリ養殖の漁場であることを考えれば、当然養殖漁場として必要かと考えます。

熊川会長 お二人からのご意見としては、漁場設定は認めるということと思いますが、ご異議ございませんか。

熊川会長 それでは他にご意見、ご質問等もないようですので、第5号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第5号議案 五島海区漁場計画(案)について(第387回第1号議案の一部継続審議)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第5号議案 五島海区漁場計画(案)について(第387回第1号議案の一部継続審議)につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第5号議案を終了します。

熊川会長 最後に、その他の件、
令和3管理年度におけるまあじの追加配分について の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の44ページをご覧ください。
(資料説明報告)
以上で報告を終わります。

熊川会長 ただいまの説明報告について、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (質問等なし)

熊川会長 これで、本委員会にて予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員	(意見、質問等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませ んか。
事務局	次回の開催は、1月下旬から2月上旬を予定しております。 議案は、新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)を予 定しています。
熊川会長	このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
熊川会長	他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会 を終了します。 お忙しい中のご出席、ありがとうございました。